

○みよし市企業立地促進条例施行規則

令和元年9月30日

規則第62号

(趣旨)

第1条 この規則は、みよし市企業立地促進条例（令和元年みよし市条例第43号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(高度先端産業の対象事業)

第3条 条例第2条第7号の規則で定める事業は、次の各号のいずれかの分野に属する事業とする。

- (1) 健康長寿に関連する分野
- (2) 環境・エネルギーに関連する分野
- (3) 航空宇宙に関連する分野
- (4) 先端素材に関連する分野
- (5) ナノテクノロジーに関連する分野
- (6) バイオテクノロジーに関連する分野
- (7) ITに関連する分野
- (8) その他市長が適当と認める分野

(新規成長産業の対象事業)

第4条 条例第2条第8号の規則で定める事業は、次の各号のいずれかの分野に属する事業とする。

- (1) ソフトウェア及びソフトウェア関連システムの開発及び研究に関する分野
- (2) 電子計算機を使用したデザイン及び設計に関連する分野
- (3) 情報の処理、加工、提供及び伝達サービスに関連する分野
- (4) 広告制作サービスに関連する分野
- (5) 機械の設計及び試作に関連する分野
- (6) エンジニアリングに関連する分野
- (7) 自然科学（理学、工学、農学、医学及び薬学）の試験及び研究に関連する分野
- (8) 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）
- (9) ロボット関連分野

(10) その他市長が適当と認める分野

(必要と認める支援)

第5条 条例第3条第3項の必要と認める支援は、次に掲げるものとする。

- (1) 工場等の新設等に伴う手続の助言
- (2) 工場等の新設等を行うために必要な用地の確保の協力
- (3) 前2号に掲げるもののほか、工場等の新設等に必要な協力
(生活環境への配慮事項)

第6条 条例第4条第1項第4号に規定する生活環境に適正な配慮を行う事項は、環境の保全に関する法令に定めるもののほか、市長の指示に従い、必要な措置を講ずることとする。

(高度先端産業立地奨励金の交付時期)

第7条 条例第5条第3項の規定による高度先端産業立地奨励金の交付は、条例第11条第2項の規定に基づき当該奨励金の交付を決定した日の属する年度に行うものとする。この場合において、条例第5条第2項の規定に基づき算定した額が2億円を超える場合は、2年間に分割して交付することができるものとする。

(地盤改良奨励金の交付対象となる工法)

第8条 条例第7条第1項の規則で定める工法は、次の各号のいずれかの工法とする。

- (1) 表層改良工法（地盤の表層にある軟弱地盤にセメント系等の固化材を混ぜ合わせ、軟弱地盤層の強度を上げ建築物等の荷重を支持する工法をいう。）
- (2) 柱状改良工法（軟弱地盤にセメント系固化材等と水を混ぜたものを注入して土を柱状に固め建築物等の荷重を支持する工法をいう。）
- (3) 杭工法（軟弱地盤に鋼製等の杭を打ち込んで建築物等の荷重を支持する工法をいう。）
- (4) 前3号の工法と同等の効果があると市長が認めるもの

(新エネルギー設備設置奨励金の交付対象となる設備等)

第9条 条例第9条第1項の規則で定めるものは、国又はこれに準ずる機関から新エネルギーに関する設備等として認定され、売電を目的としないものとする。

(認定の申請及び通知)

第10条 条例第10条第1項の規定により奨励金の交付対象者としての認定を受けようとする事業者は、新設等する工場等の工事に着手する日の60日前までに奨励金交付認定申請書（様式第1号）及び上乗せ奨励金に関する事業計画書（様式第2号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りで

ない。

2 前項の場合において、条例第3条第1項に規定する奨励金のみの交付を受けようとする事業者にあつては、上乘せ奨励金に関する事業計画書の提出は要しない。

3 条例第10条第2項の規定による認定の結果の通知は、奨励金交付認定可否決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（交付の申請及び通知）

第11条 条例第11条第1項の規定により奨励金の交付を受けようとする認定事業者は、工場等立地促進奨励金又は新規成長産業立地奨励金の交付の申請にあつては課税初年度の6月30日までに、高度先端産業立地奨励金の交付の申請にあつては新設等する工場等が操業を開始した日から1年以内に奨励金交付申請書（様式第4号）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 条例第11条第2項の規定による交付の決定の通知は、奨励金交付決定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（交付の請求）

第12条 前条第2項の奨励金交付決定通知書を受け取った認定事業者は、市長が別に定める期日までに奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（届出）

第13条 条例第12条の規定による届出は、次の各号に掲げる事由の区分に応じ、当該各号に定める様式により行わなければならない。

(1) 条例第12条第1号に規定する事由 工事完了届（様式第7号）

(2) 条例第12条第2号に規定する事由 操業開始届（様式第8号）

(3) 条例第12条第3号に規定する事由 操業休止（廃止）届（様式第9号）

(4) 条例第12条第4号に規定する事由 認定申請書記載事項変更届（様式第10号）

（地位の承継）

第14条 条例第13条の規定により認定事業者の地位を承継しようとする者は、速やかに認定承継申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の認定承継申請書を受理したときは、その内容を審査し、認定事業者の地位の承継を承認したときは、認定承継承認通知書（様式第12号）により通知するものとする。

（認定の取消し）

第15条 市長は、条例第14条第1項の規定により認定を取り消したときは、奨励金交付認

定取消通知書（様式第13号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、条例第14条第2項前段の規定により奨励金の交付決定を取り消したときは、奨励金交付決定取消通知書（様式第14号）により通知するものとする。

（奨励金の返還）

第17条 市長は、条例第14条第2項後段の規定により奨励金の全部又は一部を返還させるときは、奨励金返還命令書（様式第15号）により通知するものとする。

2 奨励金の返還額は、条例第11条第2項の規定による交付決定の通知を受け取った日から3年以内に休止し、又は廃止したときは交付した奨励金の全額とし、3年を超えて5年以内に休止し、又は廃止したときは交付した奨励金の総額に2分の1を乗じて得た額とする。

3 第1項の奨励金返還命令書を受け取った者は、市長が定める返還期限までに奨励金を返還しなければならない。

4 前項の返還期限までに奨励金を返還できなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じた延滞金を加えて奨励金を返還しなければならない。この場合において、延滞金の算出については、みよし市税条例（昭和29年三好村条例第5号）の例による。

5 市長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の延滞金を免除することができる。

（財産処分の制限）

第18条 奨励金の交付の対象となった財産は、奨励金を最初に受けた年度から5年を経ないで奨励金の交付の目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、取り壊し、又は廃棄してはならない。ただし、市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

（雑則）

第19条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号（第10条関係）

奨励金交付認定申請書

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名

みよし市企業立地促進条例第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付を受けようとする奨励金の名称		<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金	<input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金	<input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金	
法人等の概要	資本金の額				
	常時使用する従業員数				
	業種(日本標準産業分類)				
新設等する工場等の概要	種 別	<input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 研究施設 <input type="checkbox"/> 倉庫 <input type="checkbox"/> その他			
	建設予定地名				
	業種(日本標準産業分類)				
	事業概要 (製造又は研究する製品の 内容等)				
	土 地	敷地面積	m ²		
		取得面積	m ²		
		取得(契約)年月日	年 月 日		
		賃貸借面積	m ²		
		その他の面積	m ²		
	家屋(予定)	取得延床面積	m ²		
		取得年月日	年 月 日		
		賃貸契約年月日	年 月 日		
	投下固定資産総額(予定)	土地	円		
		家屋	円		
		償却資産	円		
計		円			
工事着工年月日(予定)	年 月 日				
工事完了年月日(予定)	年 月 日				
操業開始年月日(予定)	年 月 日				
他の補助金の申請の有無	<input type="checkbox"/> 有(補助金の名称:) <input type="checkbox"/> 無				
連絡先等	所属及び担当者氏名 電話番号 FAX番号 E-mail				

※添付書類

- 1 上乗せ奨励金に関する事業計画書（様式第2号）
- 2 事業計画書（企業概要等を含む。）
- 3 登記事項証明書（法人）又は住民票の写し
- 4 定款又はこれに準ずるもの
- 5 登記事項証明書（土地）
- 6 賃貸借契約書（土地又は家屋が賃貸借契約の場合）
- 7 投下固定資産総額を証する書類（家屋及び償却資産の売買契約書の写し、見積書の写し等）
- 8 市税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 9 位置図及び公図の写し
- 10 建築図面
- 11 周辺地域の生活環境に適正な配慮をしていることを証する書類
- 12 高度先端産業にあつては高度かつ先端的な技術性を説明する資料
- 13 新規成長産業にあつては新規成長的な技術性を説明する資料
- 14 その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第10条関係）

上乗せ奨励金に関する事業計画書

交付を受けようとする上乗せ奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金 <input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金	
	敷地面積	m ²
地盤改良の整備に関する事項（予定）	建築面積	m ²
	地盤改良の工法名	
	地盤改良費※建築確認申請書の構造計算に基づき算出	円
	工事着手年月日	年 月
	工事完了年月日	年 月
雨水活用施設の設置に関する事項（予定）	設置する施設名	
	設置に要する費用	円
	工事着手年月日	年 月
	工事完了年月日	年 月
新エネルギー設備等の設置に関する事項（予定）	設置する施設名	
	設置に要する費用	円
	工事着手年月日	年 月
	工事完了年月日	年 月

※添付書類

- 1 整備又は設置に要する費用を証する書類（見積書等の写し）
- 2 地盤改良、雨水活用施設、新エネルギー設備等の整備等に関する概要書（仕様書、平面図、位置図、構造図等）
- 3 地盤改良の整備に関しては、交付申請時に地盤改良の作業工程が分かる状況写真等を提出すること。

様式第3号（第10条関係）

奨励金交付認定可否決定通知書

第 号
年 月 日

様

みよし市長

年 月 日付けの認定の申請について、みよし市企業立地促進条例第10条第2項の規定により次のとおり通知します。

審査の結果	<input type="checkbox"/> 認定する	<input type="checkbox"/> 認定しない
認定しない場合はその理由		
認定した奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金	<input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金
	<input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金	
認定番号	第 号	
工場等の建設予定地		
工場等の名称		
交付予定年度	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金	年度
	<input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金	年度
	<input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金	年度
認定の条件		

※上乗せ奨励金に関する事項

交付予定の上乗せ奨励金の名称及び交付予定年度	<input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金	年度
	<input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金	年度
	<input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金	年度

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、みよし市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、みよし市を被告として（訴訟においてみよし市を代表する者はみよし市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第4号（第11条関係）

奨励金交付申請書

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
 名 称
 代表者氏名

年 月 日付け 第 号の認定に係る奨励金の交付を受けたいので、みよし市企業立地促進条例第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 番 号	第 号			
工 場 等 の 所 在 地				
工 場 等 の 名 称				
交付を申請する奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金 <input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金			
操 業 日	年 月 日			
奨励金の算出基礎等	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金	固 定 資 産 税 額	円	
	<input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金	都 市 計 画 税 額	円	
	高度先端産業立地奨励金	固 定 資 産 税 額	円	
		都 市 計 画 税 額	円	
		投下固定資産総額	家 屋	円
			償 却 資 産	円
		計	円	
	地 盤 改 良 奨 励 金	整 備 に 要 し た 費 用	円	
雨 水 活 用 施 設 奨 励 金	設 置 に 要 し た 費 用	円		
新エネルギー設備設置奨励金	設 置 に 要 し た 費 用	円		

※添付書類

■工場等立地奨励金

- 1 登記事項証明書
- 2 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3 償却資産申告書の写し（市内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産を明記すること。）
- 4 課税台帳記載事項証明書
- 5 市税の納税証明書又は税の滞納がないことを証する書類
- 6 市税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 7 様式第3号（奨励金認定可否決定通知書）の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類

■高度先端産業立地奨励金

- 1 登記事項証明書
- 2 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3 固定資産価格証明書（家屋及び償却資産）
- 4 償却資産申告書の写し（市内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産を明記すること。）
- 5 課税台帳記載事項証明書
- 6 市税の納税証明書又は税の滞納がないことを証する書類
- 7 市税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 8 新たに雇用した常時雇用する従業員の名簿（雇用年月日、氏名及び住所を記載したもの）
- 9 様式第3号（奨励金認定可否決定通知書）の写し
- 10 その他市長が必要と認める書類

■新規成長産業立地奨励金

- 1 登記事項証明書
- 2 建築基準法の規定による検査済証の写し
- 3 償却資産申告書の写し（市内に複数の工場があるときは、指定を受けた工場等の償却資産を明記すること。）
- 4 課税台帳記載事項証明書
- 5 市税の納税証明書又は税の滞納がないことを証する書類
- 6 市税等の公簿の閲覧に関する同意書
- 7 様式第3号（奨励金認定可否決定通知書）の写し
- 8 その他市長が必要と認める書類

■地盤改良奨励金

- 1 構造計算に基づく算出書類の写し
- 2 建築工事契約書の写し
- 3 地盤改良費の明細を示す書類の写し
- 4 地盤改良時の作業工程の写真
- 5 その他市長が必要と認める書類

■雨水活用施設奨励金

- 1 設計図書
- 2 設置に要した費用を証する書類（明細書及び領収書等の写し）
- 3 工事記録及び写真
- 4 その他市長が必要と認める書類

■新エネルギー設備設置奨励金

- 1 設計図書
- 2 設置に要した費用を証する書類（明細書及び領収書等の写し）
- 3 工事記録及び写真
- 4 国又はそれに準ずる機関から新エネルギーに関する設備等として認定を受けたものであることを証する書類
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第11条関係）

奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

みよし市長

年 月 日付けで交付申請があった奨励金について、みよし市企業立地促進条例第11条第2項の規定により、次のとおり交付決定したので通知します。

交 付 年 度	年度	
認 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地		
工 場 等 の 名 称		
交 付 を 決 定 し た 奨 励 金 の 名 称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金 <input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金	
交 付 決 定 額		円
奨 励 金 の 内 訳	工 場 等 立 地 促 進 奨 励 金	円
	高 度 先 端 産 業 立 地 奨 励 金	円
	新 規 成 長 産 業 立 地 奨 励 金	円
	地 盤 改 良 奨 励 金	円
	雨 水 活 用 施 設 奨 励 金	円
	新 エ ネ ル ギ ー 設 備 設 置 奨 励 金	円
交 付 の 条 件	1 奨励金の交付に係る書類を整備し、当該奨励金の交付年度の翌年度から5年間保存しなければならない。 2 地方自治法第199条第7項の規定により、市の監査員が奨励金の交付に係る出納その他について監査することがある。 3 認定を取り消された場合は、みよし市企業立地促進条例第14条第2項の規定により、交付した奨励金の全部又は一部を返還しなければならない。 4 奨励金を交付の目的以外に使用してはならない。	

備考 交付の条件について、必要がある場合は適宜条件を追加すること。

様式第6号(第12条関係)

奨励金交付請求書

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた奨励金について、みよし市企業立地促進条例施行規則第12条の規定により、次のとおり請求します。

奨励金の請求金額	円
----------	---

交 付 年 度	年度	
認 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地		
工 場 等 の 名 称		
交 付 を 請 求 す る 奨 励 金 の 名 称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金 <input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金	
奨 励 金 の 内 訳	工場等立地促進奨励金	円
	高度先端産業立地奨励金	円
	新規成長産業立地奨励金	円
	地 盤 改 良 奨 励 金	円
	雨 水 活 用 施 設 奨 励 金	円
	新エネルギー設備設置奨励金	円
	合 計	円

(振込先)

金 融 機 関 名	銀行 本店 信用金庫 農協 支店
預 金 種 別	
口 座 番 号	
口 座 名 義 人	フリガナ

様式第7号（第13条関係）

工事完了届

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

新設等する工場等の工事が完了したので、みよし市企業立地促進条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
工 事 着 手 年 月 日	年 月 日
工 事 完 了 年 月 日	年 月 日

様式第8号（第13条関係）

操業開始届

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

新設等する工場等の操業を開始したので、みよし市企業立地促進条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
操 業 開 始 年 月 日	年 月 日

様式第9号（第13条関係）

操業休止（廃止）届

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

新設等する工場等の操業を 休止・廃止 したので、みよし市企業立地促進条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
操業休止（廃止）年月日	年 月 日
操業休止（廃止）の理由	

様式第10号（第13条関係）

認定申請書記載事項変更届

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

年 月 日付けの奨励金交付認定申請書の内容に変更があったので、みよし市企業立地促進条例第12条の規定により、次のとおり届け出ます。

認 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地		
工 場 等 の 名 称		
	変 更 前	変 更 後
認 定 申 請 書 記 載 事 項		
変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

※添付書類

- 1 変更の内容を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第14条関係）

認定承継申請書

年 月 日

みよし市長 様

申請者 所在地
名 称
代表者氏名

みよし市企業立地促進条例第13条の規定により認定事業者の地位を承継したいので、みよし市企業立地促進条施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり申請します。

認 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地		
工 場 等 の 名 称		
	認 定 事 業 者	承 継 者
所 在 地		
名 称		
代 表 者 氏 名		
承 継 年 月 日		
承 継 の 理 由		

※添付書類

- 1 承継の事実を証する書類
- 2 その他市長が必要と認める書類

様式第12号（第14条関係）

認定承継承認通知書

第 号
年 月 日

様

みよし市長

年 月 日付で申請があった認定事業者の地位の承継について、みよし市企業立地促進条例施行規則第14条第2項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

認 定 番 号	第 号	
工 場 等 の 所 在 地		
工 場 等 の 名 称		
	認 定 事 業 者	承 継 者
所 在 地		
名 称		
代 表 者 氏 名		
承 認 年 月 日	年 月 日	

様式第13号（第15条関係）

奨励金交付認定取消通知書

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市企業立地促進条例第14条の規定により、次のとおり認定事業者の認定を取り消したので通知します。

認 定 番 号	第 号
工 場 等 の 所 在 地	
工 場 等 の 名 称	
取 消 年 月 日	
取 消 し の 理 由	

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、みよし市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、みよし市を被告として（訴訟においてみよし市を代表する者はみよし市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第14号（第16条関係）

奨励金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市企業立地促進条例第14条第2項の規定により、次のとおり奨励金の交付決定を取り消したので通知します。

認定番号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
交付決定を取り消した奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金 <input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金	
奨励金の内訳	工場等立地促進奨励金	円
	高度先端産業立地奨励金	円
	新規成長産業立地奨励金	円
	地盤改良奨励金	円
	雨水活用施設奨励金	円
	新エネルギー設備設置奨励金	円
	合計	円
交付決定を取り消した理由		

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、みよし市長に対して審査請求をすることができます。

また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、みよし市を被告として（訴訟においてみよし市を代表する者はみよし市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第15号（第17条関係）

奨励金返還命令書

第 号
年 月 日

様

みよし市長

みよし市企業立地促進条例第14条の規定により、次のとおり奨励金を返還するよう命じます。

奨励金の返還金額	円
加算金額	円
返還合計額	円

認定番号	第 号	
工場等の所在地		
工場等の名称		
返還を命じる奨励金の名称	<input type="checkbox"/> 工場等立地促進奨励金 <input type="checkbox"/> 高度先端産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 新規成長産業立地奨励金 <input type="checkbox"/> 地盤改良奨励金 <input type="checkbox"/> 雨水活用施設奨励金 <input type="checkbox"/> 新エネルギー設備設置奨励金	
奨励金の内訳	工場等立地促進奨励金	円
	高度先端産業立地奨励金	円
	新規成長産業立地奨励金	円
	地盤改良奨励金	円
	雨水活用施設奨励金	円
	新エネルギー設備設置奨励金	円
	合計	円
返還期限	年 月 日	
返還の理由		

- 1 みよし市企業立地促進条例第14条第2項の規定により、奨励金の全部又は一部を返還するものとする。奨励金の返還額は、みよし市企業立地促進条例施行規則第17条第2項に定める額とする。
- 2 奨励金の返還を命ぜられたときは、みよし市企業立地促進条例施行規則第18条第1項の規定により計算した加算金を市に納付しなければならない。
- 3 返還期限までに奨励金を返還できなかったときは、みよし市企業立地促進条例施行規則第18条第4項の規定により計算した延滞金を市に納付しなければならない。
- 4 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、みよし市長に対して審査請求をすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴えをする場合は、この決定の通知を受けた日の翌日から

起算して6月以内に、みよし市を被告として（訴訟においてみよし市を代表する者はみよし市長となります。）、提起することができます（なお、決定を知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取り消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。

様式第1号 (第10条関係)
様式第2号 (第10条関係)
様式第3号 (第10条関係)
様式第4号 (第11条関係)
様式第5号 (第11条関係)
様式第6号 (第12条関係)
様式第7号 (第13条関係)
様式第8号 (第13条関係)
様式第9号 (第13条関係)
様式第10号 (第13条関係)
様式第11号 (第14条関係)
様式第12号 (第14条関係)
様式第13号 (第15条関係)
様式第14号 (第16条関係)
様式第15号 (第17条関係)